

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業
支援金交付規程

令和 7 年 4 月 1 日～5 月 21 日分

令和 7 年 8 月

鹿児島県 交通政策課

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付規程

（趣旨）

第1条 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局は、燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業事業者、トラック運送事業者に対して、引き続き事業継続がなされるよう、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下、「規則」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

（支援対象事業者及び交付額）

第2条 支援金の交付の対象事業者及び交付額は、別表1のとおりとする。

（支援金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（以下、「支援金交付申請書等」という。）によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により支援金交付申請書等に別表1に掲げる書類を添付する。
- 3 第1項の支援金交付申請書等の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（支援金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

- (1) 支援対象事業者は、引き続き安定的な事業の継続に努めなければならない。
- (2) 支援対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 支援対象事業者は、(2)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 規則第6条及び第14条の規定に基づき、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、支援金交付決定及び額の確定通知書（別記第2号様式）により、行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(支援事業の経理等)

第7条 支援対象事業者においては、支援金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 支援金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

路線バス事業者

1 支援対象事業者	次の要件をすべて満たし、乗合旅客の運送を行う者 （公営事業者を除く） （１）県内に本店、支店又は営業所を有する者 （２）交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者 （３）県内を発着する系統を定期運行している者
2 交付額	次の要件を満たす車両（以下、「対象車両」という。）１台につき予算の範囲内で 27,000 円を超えない額 （１）以下の基準日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。） ※貸切、限定及び特定旅客に使用する車両は除く 基準日（令和7年4月1日）時点において登録されている車両 < 令和7年4月1日～5月21日分 > <u>1台につき、27,000円</u>
3 申請書の 添付書類	（１）県税の未納がないことを証する納税証明書 （２）対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 （３）対象車両の自動車検査証記録事項（写し） 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証記録事項の写し （４）振込先口座の通帳（写し） （５）一般乗合旅客自動車運送事業者の認可書、許可書（写し） （６）移動円滑化基準適用除外認定書（写し） ※必要があれば

タクシー事業者

1 支援対象事業者	次の要件をすべて満たし、一般乗用旅客運送を行う者（公営事業者を除く） （１）県内に本店、支店又は営業所を有する者 （２）交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者
2 交付額	次の要件を満たす車両１台につき、使用している油種により予算の範囲内で 13,000 円を超えない額 （１）以下の基準日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。） 基準日（令和7年4月1日）時点において登録されている車両 < 令和7年4月1日～5月21日分 > ・オートガス（自動車用 LP ガス）：<u>11,000 円／台</u> ・ガソリン又は軽油：<u>13,000 円／台</u> ・ガソリン及びオートガス（LPGハイブリッド）：<u>12,000円／台</u>
3 申請書の 添付書類	（１）県税の未納がないことを証する納税証明書 （２）対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 （３）対象車両の自動車検査証記録事項（写し） 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証記録事項の写し （４）振込先口座の通帳（写し） （５）一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書、許可書（写し）

自動車運転代行業事業者

1 支援対象事業者	次の要件をすべて満たし、自動車運転代行業を行う者（公営事業者を除く） （１）県内に本店、支店又は営業所を有する者 （２）交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者
2 交付額	次の要件を満たす車両１台につき、予算の範囲内で 6,000 円を超えない額 （１）以下の基準日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島県公安委員会に認定手続の際に届け出ている、又は届け出ていた県内の本店、支店又は営業所に所属している車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。） 基準日（令和7年4月1日）時点において登録されている車両 < 令和7年4月1日～5月21日分 > <u>1台につき、6,000円</u>
3 申請書の 添付書類	（１）県税の未納がないことを証する納税証明書 （２）対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 （３）対象車両の自動車検査証記録事項（写し） 鹿児島県公安委員会に認定手続の際に届け出ている車両の自動車検査証記録事項の写し （４）振込先口座の通帳（写し） （５）公安委員会から発行された「認定通知書」または認定を受けたことを示す「標識」の写し （６）運転代行保険の写し

トラック運送事業者

1 支援対象事業者	次の要件をすべて満たし、貨物自動車運送事業を行う者 (公営事業者を除く) (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者
2 交付額	次の要件を満たす車両 1 台につき、予算の範囲内で 6,000 円を超えない額 (1) 以下の基準日においてトラックとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているトラック車両又はこれに準ずる車両(リース車両を含む。) 基準日(令和7年4月1日)時点において登録されている車両 <令和7年4月1日～5月21日分> ・大型自動車： 6,000 円／台 ・中型自動車： 4,000 円／台 ・小型自動車： 4,000 円／台 ・軽自動車： 1,000 円／台 ※大型自動車は車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上、中型自動車は車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満、小型自動車は大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車とする。ただし、被牽引車は除く。
3 申請書の 添付書類	(1) 県税の未納がないことを証する納税証明書 (2) 対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 (3) 対象車両の自動車検査証記録事項の写し 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証記録事項の写し (4) 振込先口座の通帳(写し) (5) 貨物自動車運送事業の認可書、許可書(写し)

暴力団排除に関する誓約事項

私は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。